

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	30 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	27 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から同年3月まで
② 昭和58年1月から同年3月まで

申立期間当時、国民年金保険料は主に市役所で納付していたが、郵便局又は銀行で納付したこともあった。

また、国民年金保険料を納付し忘れることもあったが、督促を受けてから保険料を納付しており、申立期間①及び②を含めて保険料は全て納付したはずなので、当該期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、申立期間前後の年度における昭和56年1月から同年3月までの期間及び59年1月から同年3月までの期間について、それぞれ納付催告が行われ、当該期間の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認でき、このことは、督促を受けて保険料を納付したことがあるとする申立内容と符合する。

また、申立期間①及び②は合計6か月と短期間であり、当該期間を除き国民年金保険料の未納期間は無い上、前述の国民年金被保険者台帳によると、申立期間①及び②についても納付催告が行われたことが確認できることから、申立人は、当該納付催告によって当該期間の保険料を過年度納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和28年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和55年3月

私は、昭和55年3月にA社を退職後、B県C市D区役所に出向き、国民年金の加入手続とともに付加保険料の納付申出を行った。その際、窓口の職員から、「昭和55年3月の付加保険料は納付できない。」と言われたことを覚えているので、今回、申立期間の定額保険料のみ申立てを行うことにした。

申立期間の国民年金保険料については、昭和55年5月*日の婚姻後に過去の未納保険料の督促を受け、E銀行（現在は、F銀行）G支店で納付したことを思い出した。

国民年金保険料を納付した際にもらった領収書は、平成7年の災害で自宅が被災したため残っていない上、過去のことを思い出す努力をすると、どうしても災害のことが思い出され、当時のことを思い出すことができないが、申立期間の保険料を未納のままにしていたとは考えられないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、付加保険料の納付申出年月日及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者に係る資格取得日から判断すると、昭和55年4月18日にC市D区において行われたものと推認でき、当該加入手続時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、「婚姻後に督促を受けて納付した国民年金保険料は、申立期間の保険料であったのかもしれない。」と陳述しているところ、申立人に係る特殊台帳によると、昭和54年度の摘要欄に保険料の納付書の発行をうかがわせる「納発」の押印が確認でき、C市の申立人に係る国民年金収滞納一覧表

及びオンライン記録によると、申立人は、申立期間以外の保険料は全て現年度納付していることが確認できることから、当該納付書は申立期間に係る過年度保険料の納付書であったものと考えられ、申立人の陳述と符合する。

さらに、申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、A社を退職後、60歳到達により国民年金被保険者資格を喪失するまでの間において、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、種別変更手続も適正に行うなど、国民年金に対する意識の高さがうかがえる。

これらのことから、国民年金に対する意識の高い申立人が、婚姻後に送付されてきた申立期間に係る納付書により当該期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和12年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和44年7月から45年6月まで
② 昭和61年10月

申立期間①について、当時、私と夫の国民年金保険料は、私が常に夫婦二人分を一緒に納付してきた。

年金事務所で夫の納付記録が有り、私の納付記録が抜けていることを指摘した際、当該期間について夫は遡って納付していると聞いた。そうであれば、私の分も同様に遡って納付しているはずであり、未納とされているのはおかしい。

申立期間②について、昭和61年頃の国民年金保険料は、夫のA金融機関の口座から夫婦二人分を口座振替によって納付していたと思う。また、その頃集金のため、事務所兼自宅にほぼ毎日来ていた同金融機関の職員から口座の残高不足により保険料が振替できなかったとの指摘を受け、当該職員に夫婦二人分で数か月分の保険料に相当する現金を手渡したこともあった。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、「昭和61年頃の国民年金保険料は口座振替によって納付していたが、残高不足で保険料が振替できなかった期間について、金融機関の職員に夫婦二人分で数か月分の保険料に相当する現金を手渡したこともあった。」と陳述しているところ、オンライン記録によると、申立人及びその夫の昭和61年度及び62年度において未納となった7か月の保険料(申立人5か月、夫2か月)のうち、申立期間②を除く6か月は、昭和

63年7月27日に一括して過年度納付されていることが確認できることから、申立人の陳述と符合し、申立人は、夫婦の未納保険料の解消に努めていたことがうかがえる。

また、申立期間②は1か月と短期間であり、前述の昭和63年7月時点において、当該期間の国民年金保険料は前後の未納となっていた期間と同様に過年度納付することが可能な上、オンライン記録によると、同年7月7日に申立人に対し過年度納付書が作成されたことが確認できることから、申立人は、当該期間の保険料についても過年度納付したものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の夫は、当該期間の国民年金保険料を第2回特例納付制度（昭和49年1月から50年12月まで実施）によって遡って納付していることが確認でき、申立人は、「自身の保険料も夫の保険料と一緒に納付した。」と陳述している。

しかしながら、第2回特例納付制度の開始当初である昭和49年1月時点における申立人及びその夫の国民年金保険料納付済月数及び当該時点以降60歳到達までの加入可能月数の合計は、申立人が328月であるのに対し、その夫は301月であり、年金受給に最低限必要な期間（受給資格期間）は、25年（300月）であることを踏まえると、申立人とその夫の間には特例納付の必要性において差があったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、「私が夫婦二人分の保険料を納付したが、記録で確認できる夫の分も含め、保険料の額、納付時期、納付場所及び納付書の枚数など、具体的なことは覚えていない。」と陳述していることから、当該期間の保険料の納付に係る具体的な状況は不明である。

さらに、申立人から申立期間①の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年10月1日から10年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、8年10月から9年9月までは44万円、同年10月から10年9月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年10月1日から10年10月1日まで
② 平成10年10月1日から13年1月31日まで

厚生年金保険の記録について年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低く記録されていることが分かった。

申立期間に係る標準報酬月額は低く下げられたものなので、実際の給与支給額に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成8年10月から9年9月までは44万円、同年10月から10年9月までは47万円と記録されていたところ、双方とも同年5月7日付けで、8年10月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A社から提出された申立人に係る源泉徴収簿兼賃金台帳には、申立人の申立期間①における給与支給額として、前述の遡及訂正前の標準報酬月額に見合う額が記されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のほか、A社の役員二人についても、申立人と同時期に標準報酬月額が遡及減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分執行停止決議書及び滞納処分票によると、前述の遡及減額訂正が処理された時点において、同社は社会保険料を滞納し、

社会保険事務所と協議を重ねていたことが確認できる。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人が申立期間①において同社の取締役であったことが確認できるものの、前述の滞納処分票の事蹟欄に申立人の氏名は見当たらない上、複数の元従業員が、「申立人はB業務関係の業務に従事していた。」旨陳述しており、代表取締役の一人も、「申立人はB業務担当の役員であり、社会保険事務には関与していなかった。」旨陳述していることから、申立人が前述の遡及訂正処理に関与していた事情はうかがえない。

これらの事情を総合的に判断すると、平成10年5月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものであったとは考え難く、申立人について、8年10月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年10月から9年9月までは44万円、同年10月から10年9月までは47万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、前述の遡及訂正処理が行われた日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）において、申立人の標準報酬月額は、9万8,000円と決定され、翌年以降の定時決定（平成11年10月1日及び12年10月1日）においても同額で決定されており、前述の遡及訂正等の不適切な事務処理が行われた事蹟は見当たらない。

また、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、同法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかし、前述の源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立期間②において、申立人の給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成19年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成19年10月1日と認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月1日から同年9月1日まで
② 平成19年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の記録状況を年金事務所に確認したところ、私がA社に勤務した期間の被保険者記録は、平成19年9月の一月のみとなっていることが分かった。

しかし、A社から発行された平成19年8月分及び同年9月分の給与明細書を見ると、各月とも厚生年金保険料が控除されているので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給与明細書、A社から提出されたB業務事業者等に係る変更届出書及び事業主の回答から判断すると、申立人は、申立期間①において、同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、前述の給与明細書の給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して、申立人の資格取得日を誤って届け出た旨回答していることから、事業主が平成19年9月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人から提出された給与明細書、A社から提出されたB業務事業者等に係る変更届出書及び事業主の回答から判断すると、申立人は、申立期間②においても、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を平成19年9月1日に取得し、同年9月30日に資格を喪失していることが確認できるところ、同年9月については、厚生年金保険法第19条第2項の規定により、既に年金額の基礎となる被保険者期間となっており、当該期間に係る厚生年金保険料についても、納付済みであることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年10月1日に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和45年10月31日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月31日から45年3月31日まで
② 昭和45年10月31日から46年3月頃まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、B社（現在は、C社）に勤務した期間のうち申立期間①、及びA社に勤務した期間のうち申立期間②の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間①及び②について、いずれの事業所においても引き続き勤務していたと記憶しているので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和45年10月31日から同年11月1日までの期間については、雇用保険の記録、A社から提出された出勤簿及び同社の回答から、申立人は、当該期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立人については、出勤簿の押印状況から、昭和45年10月31日は勤務していたと考えられるので、同年10月分の給与が満額支給され、同月分の厚生年金保険料を給与から控除したと思われる。」旨回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社において、当該期間

に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和45年10月31日と記されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、雇用保険の記録によると、申立人のB社における離職日は、昭和44年12月29日となっており、オンライン記録の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日とほぼ符合している。

また、C社は、「当社は合併を繰り返しており、申立期間①頃の資料は保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除については不明である。」旨回答している上、オンライン記録において、申立期間①にB社における厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員は、「私が入社した時には申立人はいなかった。」旨陳述しており、これらから申立人の申立期間①における勤務実態を確認することはできない。

さらに、申立人は、B社は結婚のため退職した旨陳述しているところ、申立期間①の後に厚生年金保険被保険者記録のあるA社保管の申立人から提出されたとする履歴書を見ると、B社を昭和44年12月に結婚を理由に退職した旨が記されている。

このほか、申立期間①について、申立人のB社における勤務実態等をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立期間①のうち、昭和45年3月25日から同年4月1日までの期間については、雇用保険の記録及びA社から提出された出勤簿から、申立人の同社における勤務が認められるものの、同社の事務担当者及び元従業員は、「社員は入社後すぐには、厚生年金保険には加入していなかった。」旨陳述している上、同社は、「申立人の45年3月分の給与は日割りで計算して支給したと思われるが、厚生年金保険料の控除については分からない。」旨回答している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②のうち、昭和45年11月1日から46年3月頃までの期間については、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、45年10月31日となっており、同社から提出された申立人に係る出勤簿の最終出勤日と符合しているところ、同社は、「申立人に係る出勤簿を見ると、45年11月以降の出勤が確認できないことから、申立人は、当該期間には既に勤務していなかったと考える。」旨回答しており、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

また、申立人は、「妊娠したので仕事を辞めたかったが、会社から3月の決算の時期まで仕事を続けるよう頼まれたことを覚えている。」と申し立てているところ、A社は、「当社の決算は、申立期間を含めて毎年9月である。」旨回答している。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14732

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月21日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

申立期間当時、A社からC社に転勤したが、1日の空白も無く同一企業内グループにおいて勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事管理等を受託しているD社から提出された人事台帳、同社の回答及びA社の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（A社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の人事台帳の人事発令欄に「昭和40年8月20日C社」と記載されているところ、D社は、「申立期間当時、月の途中でグループ内の関連事業所に異動する場合は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日を、当該異動の発令月の翌月1日とする取扱いであった。」旨回答していることから、昭和40年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥

当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社は当時の資料を保管していないことから不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 15 年 7 月 25 日は 14 万 5,000 円、同年 12 月 25 日は 21 万 7,000 円、16 年 7 月 25 日は 14 万 5,000 円、同年 12 月 25 日は 21 万 2,000 円、17 年 7 月 25 日は 14 万 2,000 円、同年 12 月 10 日は 20 万 7,000 円、18 年 7 月 25 日は 13 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 16 年 7 月
④ 平成 16 年 12 月
⑤ 平成 17 年 7 月
⑥ 平成 17 年 12 月
⑦ 平成 18 年 7 月

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A 社に勤務した期間のうち、申立期間①から⑥までに係る賞与の記録が無かったため、年金事務所に照会したところ、申立期間⑦に係る賞与の記録も無いことが分かった。各申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された給料台帳から、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与の支給日については、A社の顧問税理士事務所から提出さ

れた同社の総勘定元帳の賞与勘定に記されている日付から、申立期間①は平成15年7月25日、申立期間②は同年12月25日、申立期間③は16年7月25日、申立期間④は同年12月25日、申立期間⑤は17年7月25日、申立期間⑥は同年12月10日、申立期間⑦は18年7月25日とすることが妥当である。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与明細書の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年7月25日は14万5,000円、同年12月25日は21万7,000円、16年7月25日は14万5,000円、同年12月25日は21万2,000円、17年7月25日は14万2,000円、同年12月10日は20万7,000円、18年7月25日は13万5,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間①から⑦までに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該届出に係る厚生年金保険料を納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14734

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成15年7月23日は9万2,000円、同年12月3日は8万円、16年7月26日は13万円、同年12月7日は15万円、18年7月31日は15万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成18年7月31日

年金事務所からのお知らせ文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

提出した預金通帳でも、申立期間に係る賞与が支給されていたことが確認でき、厚生年金保険料も賞与から控除されていたはずなので、当該期間の標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の記録から、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤の各期間において、A社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された申立期間①、②、③、④及び⑤に係る賞与明細書から、これらの同僚は、申立人と同日に賞与の支払を受け、いずれも当該賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、申立期間⑤については、市役所から提出された平成19年度市県民

税課税台帳に記載されている平成 18 年分の社会保険料額が、オンライン記録の標準報酬月額から算出した同年分の社会保険料額を上回っていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤の各期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の申立人から提出された預金通帳の記録により確認できる賞与振込額から推認した賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 7 月 23 日は 9 万 2,000 円、同年 12 月 3 日は 8 万円、16 年 7 月 26 日は 13 万円、同年 12 月 7 日は 15 万円、18 年 7 月 31 日は 15 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤の各期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、A 社が加入していた健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録においても、申立人の当該期間に係る賞与記録が無く、健康保険組合、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）のそれぞれが、事業主から当該賞与に係る届出があったにもかかわらず、いずれも当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主は、当該期間に係る賞与額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から同年7月1日まで
年金事務所の記録では、平成5年にA社から関連会社のC社に転籍した際に、1か月の未加入期間が有る。

しかし、私は、申立期間も継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料も給与から控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社から提出された給与支払集計表及び申立人と同様に申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない同僚から提出された給与支給明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年5月のオンライン記録から38万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失日を社会保険事務所（当時）

に対し、本来は平成5年7月1日と届け出るべきところを誤って同年6月30日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から同年7月1日まで
年金事務所の記録では、平成5年にA社から関連会社のC社に転籍した際に、1か月の未加入期間が有る。

しかし、私は、申立期間を含む約15年間継続して、A社の受託事業所でD職をしていた。平成5年6月分の厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社から提出された給与支払集計表及び申立人と同様に申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない同僚から提出された給与支給明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年5月のオンライン記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失日を社会保険事務所（当時）

に対し、本来は平成5年7月1日と届け出るべきところを誤って同年6月30日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14737

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から同年7月1日まで
年金事務所の記録では、平成5年にA社から関連会社のC社に転籍した際に、1か月の未加入期間が有る。

しかし、私は、申立期間も継続して勤務し、その前後で給与の額に変化は無く、平成5年6月分の厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社から提出された給与支払集計表及び申立人と同様に申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない同僚から提出された給与支給明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年5月のオンライン記録から22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失日を社会保険事務所（当時）

に対し、本来は平成5年7月1日と届け出るべきところを誤って同年6月30日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から同年7月1日まで
年金事務所の記録では、平成5年にA社から関連会社のC社に転籍した際に、1か月の未加入期間が有る。
しかし、申立期間当時、会社名が変わっただけで、私自身は1日の空白も無く継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入記録に空白が有るのはおかしい。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社から提出された給与支払集計表及び申立人と同様に申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない同僚から提出された給与支給明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年5月のオンライン記録から19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失日を社会保険事務所（当時）

に対し、本来は平成5年7月1日と届け出るべきところを誤って同年6月30日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から同年7月1日まで
年金事務所の記録では、平成5年にA社から関連会社のC社に転籍した際に、1か月の未加入期間が有る。

申立期間の頃、給与支給明細書の社名が変わったことに気付いたが、自身の仕事に変化は無かったので気に留めなかった。私は、申立期間も変わらず勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社から提出された給与支払集計表及び申立人と同様に申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない同僚から提出された給与支給明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年5月のオンライン記録から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、事業主は、申立人に係る資格喪失日を社会保険事務所（当時）に対し、本来は平成5年7月1日と届け出るべきところを誤って同年6月30日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14740

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から同年7月1日まで
年金事務所の記録では、平成5年にA社から関連会社のC社に転籍した際に、1か月の未加入期間が有る。

私は、申立期間を含む12年間、A社に業務委託していた会社の社員寮に住み込み、D業務を一人で行っていた。公休日以外に休むことは無く、社名が変わった時も変わらず勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社から提出された給与支払集計表及び申立人と同様に申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない同僚から提出された給与支給明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年5月のオンライン記録から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、事業主は、申立人に係る資格喪失日を社会保険事務所（当時）に対し、本来は平成5年7月1日と届け出るべきところを誤って同年6月30日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14741

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から同年7月1日まで
年金事務所の記録では、平成5年にA社から関連会社のC社に転籍した際に、1か月の未加入期間が有る。

しかし、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社から提出された給与支払集計表及び申立人と同様に申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない同僚から提出された給与支給明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年5月のオンライン記録から34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、事業主は、申立人に係る資格喪失日を社会保険事務所（当時）に対し、本来は平成5年7月1日と届け出るべきところを誤って同年6月30日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14742

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から同年7月1日まで
年金事務所の記録では、平成5年にA社から関連会社のC社に転籍した際に、1か月の未加入期間が有る。

社名がA社からC社に変わった時も、1日も空けずに勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社から提出された給与支払集計表及び申立人と同様に申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない同僚から提出された給与支給明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年5月のオンライン記録から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失日を社会保険事務所（当時）

に対し、本来は平成5年7月1日と届け出るべきところを誤って同年6月30日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から同年7月1日まで
年金事務所の記録では、平成5年にA社から関連会社のC社に転籍した際に、1か月の未加入期間が有る。

私は、申立期間も継続して勤務し、その前後で給与の額に変化は無く、平成5年6月分の厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社から提出された給与支払集計表及び申立人と同様に申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない同僚から提出された給与支給明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年5月のオンライン記録から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失日を社会保険事務所（当時）

に対し、本来は平成5年7月1日と届け出るべきところを誤って同年6月30日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14744

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格喪失日に係る記録を昭和31年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年5月1日から同年7月1日まで

年金事務所の照会文書により、夫がA社に正社員として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことを知った。夫は昭和19年6月にB社（現在は、A社）に入社し、62年8月まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の記録が無いことに納得できないので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社提出の「厚生年金被保険者台帳」の記録及び同社の回答から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和31年7月1日にA社本店から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和31年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明である旨を回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14745

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和52年1月28日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月28日から同年2月4日まで

昭和17年にA社に入社して以降、57年に同社を退職するまで継続して勤務していたが、年金記録を見ると、52年に同社D支店から同社C支店へ異動した際に1か月の未加入期間が有るので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の職員カード、E企業年金基金提出の厚生年金基金加入員台帳、雇用保険の加入記録及び申立人提出の給料支給明細書から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係るE企業年金基金の厚生年金基金加入記録を見ると、オンライン記録と一致しているものの、同基金は、「平成17年10月の代行返上時に基金の記録を国の記録に合わせた。」と回答しており、前述の代行返上以前の同基金における厚生年金基金加入員台帳を見ると、申立人が昭和52年1月28日にA社D支店から同社C支店に異動していることが確認でき、同基金における申立人の加入員期間に欠落は無い。

さらに、E企業年金基金は、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格に係る届出書は複写式であったため、同一内容のものが当基金、社会保険事務所及び健康保険組合に提出されていたと思われる。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和52年1月28日にA

社C支店における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和52年2月の社会保険事務所の記録及び前述の代行返上以前の厚生年金基金加入員台帳の記録から、32万円とすることが妥当である。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14746

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 15 年 7 月 15 日及び同年 12 月 15 日を 15 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 15 日
② 平成 15 年 12 月 15 日

A社に勤務中の申立期間に支給された賞与について、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B銀行から提出された申立人に係る普通預金元帳により、申立人に対して申立期間①及び②にA社から賞与が振り込まれていることが確認できる。

また、申立人と同職種の同僚から提出された申立期間当時の賞与支給明細書により、申立期間①及び②において、賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与振込額から推認できる賞与額及び保険料控除額から、平成 15 年 7 月 15 日及び同年 12 月 15 日は 15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成 21 年 7 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主からも回答は無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14747

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 15 年 7 月 18 日及び同年 12 月 15 日は 6 万円、16 年 7 月 15 日は 7 万 7,000 円、同年 12 月 15 日は 7 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 16 年 7 月
④ 平成 16 年 12 月

年金事務所から送付された文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額の記録が欠落しているが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び④について、A社から提出された給与支給明細書により、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間③については、B銀行から提出された普通預金元帳の記録及び申立人と同業種の同僚が所持する給与明細書から判断すると、申立人は当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、賞与の支払日については、前述の普通預金元帳の記録から、平成 15 年 7 月 18 日及び同年 12 月 15 日は 6 万円、16 年 7 月 15 日は 7 万 7,000 円、同年 12 月 15 日は 7 万円に訂正することが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出を行っていないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14748

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤に係る標準賞与額の記録については、平成15年7月18日は13万9,000円、同年12月15日は14万1,000円、16年7月15日は15万8,000円、同年12月15日は14万7,000円、20年12月15日は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月
⑤ 平成20年12月

年金事務所から送付された文書により、A社に勤務している期間のうち、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る標準賞与額の記録が欠落しているが、私が所持する給与明細書のとおり、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された給与支給明細書により、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤において賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、賞与の支払日については、前述の給与明細書及び給与支給明細書に支給日の記載は無いが、申立人及び同僚の賞与振込先金融機関の振込日の記録から、平成15年7月18日は13万9,000円、同年12月15日は14万1,000円、16年7月15日は15万8,000円、同年12月15日は14万7,000円、20年12月15日は18万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出を行っていないとすることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14749

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録については、平成15年7月18日及び同年12月15日は18万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月

年金事務所から送付された文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録が欠落しているが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与支給明細書により、申立人は申立期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、賞与の支給日については、前述の給与支給明細書に支給日の記載は無いが、賞与振込先金融機関の振込日の記録から平成15年7月18日及び同年12月15日は18万2,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出を行っていないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14750

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録については、平成15年7月18日は8万2,000円、同年12月15日は9万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月

年金事務所から送付された文書により、A社に勤務している期間のうち、申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録が欠落しているが、私が所持する給与明細書のとおり、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された給与支給明細書により、申立人は、申立期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、賞与の支払日については、前述の給与明細書及び給与支給明細書に支払日の記載は無いが、申立人から提出された預金通帳の記録から、平成15年7月18日は8万2,000円、同年12月15日は9万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出を行っていないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14751

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤に係る標準賞与額の記録については、平成15年7月18日は7万円、同年12月15日は9万円、16年7月15日は10万2,000円、同年12月15日は11万円、20年12月15日は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月
⑤ 平成20年12月

年金事務所から送付された文書により、A社に勤務している期間のうち、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る標準賞与額の記録が欠落しているが、私が所持する給与明細書のとおり、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された給与支給明細書により、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤において賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、賞与の支払日については、前述の給与明細書及び給与支給明細書に支払日の記載は無いが、申立人及び同僚の賞与振込先金融機関の振込日の記録から、平成15年7月18日は7万円、同年12月15日は9万円、16年7月15日は10万2,000円、同年12月15日は11万円、20年12月15日は15万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出を行っていないとすることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（滋賀）厚生年金 事案 14752

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成23年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年4月27日から同年5月1日まで

A社からB社に平成23年5月1日付けで移籍したが、申立期間が厚生年金保険被保険者となっていない。当該期間は、A社に在籍し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の回答及び申立人から提出があった業務内容に関する資料（写し）から、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、前述の事業主は、「申立人は、申立期間当時、C職・D職・E職業務に従事し、業務内容や勤務形態に変更は無く、給与から申立期間の厚生年金保険料を控除した。」旨陳述している。

さらに、申立人に係るF市から提出された所得照会回答書に記載されている平成23年の社会保険料控除額は、申立期間において社会保険料が控除されたとみなして計算した額と符合する。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成23年3月の年金事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の

履行については、事業主が申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が平成 23 年 4 月 27 日を資格喪失日として届け、その結果、年金事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組織B事業所（以下「B事業所」という。）における資格取得日に係る記録を昭和27年6月1日に、資格喪失日に係る記録を29年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月1日から29年7月1日まで

私は、昭和27年6月1日から29年6月末日までの期間に、C組織D事業所においてE職として勤務していたのに、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和27年6月1日から29年6月末日までの期間、C組織D事業所においてE職として勤務していた。」と主張しているところ、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人が記憶する元同僚4人について、申立期間当時、同事業所において被保険者記録が確認でき、同事業所の所在地は、申立人が勤務したとする事業所の所在地と一致する上、同事業所の責任者兼事務担当者は、「申立人は、29年7月にB事業所が閉鎖するまでの期間、E職として勤務していた。」と陳述していること、及び申立期間の約2年後に申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得している事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳に、申立人が27年6月から29年7月まで勤務したことをうかがわせる記載が確認できることから判断すると、申立人は、申立期間に、同事業所において勤務していたことが認められる。

また、前述のB事業所の責任者兼事務担当者は、「B事業所の全従業員を

厚生年金保険に加入させており、申立人についても入社したときから事業所が閉鎖により同保険の適用事業所ではなくなった昭和29年7月1日まで同保険に加入させ、給与から厚生年金保険料を控除していた。」と陳述している上、当該担当者及び申立人とも、「申立期間に勤務していた事業所の従業員数は、始期頃は4、5人であり、終期頃は2人であった。」旨陳述しているところ、B事業所に係る被保険者名簿により確認できる被保険者数と符合している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代、類似職種の同僚の当該期間の社会保険出張所（当時）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B事業所の承継先であるF組織は、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、同事業所に係る被保険者名簿により、昭和26年7月1日資格取得の被保険者を最後に、厚生年金保険の適用事業所ではなくなる29年7月1日まで新たな被保険者は見当たらないことから、申立人に係る社会保険出張所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険出張所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険出張所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る昭和27年6月から29年6月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月20日から同年2月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間が未加入と分かっていた。当該期間も勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社及び関連会社であるD社に継続して勤務し（A社C支店からD社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、転籍日については、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和36年2月1日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和35年12月の社会保険出張所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月20日から同年2月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間が未加入と
なっていることが分かった。当該期間も継続して勤務していたので、厚生年
金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社及び関連会社であるD社に継続して勤務し（A社C支店からD社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、転籍日については、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和36年2月1日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和35年12月の社会保険出張所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から6年3月まで

平成4年12月に会社を退職した際に、国民年金の再加入手続を行った記憶は無いが、厚生年金保険に引き続いて国民年金保険料を納付しなければならないことは知っていたので、送付された納付書により、申立期間の保険料を一括して前納していたはずである。

今般、年金記録の再確認に係る案内文書が日本年金機構から届いたので、自分の年金記録を確認したところ、申立期間が未納と記録されている。

私の年金記録については、この未納の記録とは別に、国民年金保険料を前納していたにもかかわらず、分割の定額納付と誤って記録されていたので、年金事務所に当該誤りを指摘したところ、これの一部について記録訂正されている。

申立期間についても、同じように納付していたのに未納と誤って記録されていると思うので、もう一度よく調べて、未納の記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年12月に会社を退職後、国民年金の再加入手続を行った記憶は無いが、送付された納付書により、申立期間の国民年金保険料を一括して前納していたと主張している。

そこで、申立人に係るオンライン記録を見ると、平成4年12月27日付けの国民年金の再加入に係る被保険者資格の入力処理日は7年4月26日とされている上、平成6年度の国民年金保険料が平成7年4月3日に一括して現年度納付されていることを踏まえると、当該再加入に係る手続時期は同年4月頃であると推認され、このことは、申立期間の保険料を前納により納付していたとす

る申立内容とは符合しない。

また、申立人の主張のとおり、申立人が申立期間当時に国民年金に加入していた場合は、申立期間に当たる平成4年度及び5年度のA県B市の国民年金収滞納一覧表に申立人の氏名を含む納付記録が印字されているはずであるところ、当該各収滞納一覧表に申立人氏名は見当たらない一方、オンライン記録において申立人の納付記録が確認できる6年度以降においては、当該収滞納一覧表に申立人氏名が確認でき、このことは、前述の申立人に係る国民年金の再加入の状況と符合する。

さらに、前述の平成7年4月頃の再加入手続時点において、申立期間のうち、5年2月以前の国民年金保険料は時効により納付することができず、同年3月以降の保険料は過年度納付することが可能であるものの、申立人からは、申立期間の保険料を過年度納付したとする具体的な主張は無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（奈良）国民年金 事案 6707(奈良国民年金事案 1004 及び 1174 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 9 月から 53 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月から 53 年 10 月まで

私は、昭和 48 年 6 月の結婚後しばらくしてから夫の勧めにより国民年金に加入し、納付書を用いて銀行振込で国民年金保険料を納付した。

私の名前は間違われやすく、ときには男性に間違われる上、市から送られてきた納付書の名前の漢字にも誤りがあったので、私の納付した国民年金保険料も他人に記録されているのではないかと考えており、申立期間が未納とされているのは納付できないので、年金記録確認奈良地方第三者委員会（当時。以下「奈良委員会」という。）に申し立てたが、認められなかった。

また、1 回目の申し立てた結果の書類には、申立期間の納付方法が銀行での納付ではなかったため、私が銀行で納付したという発言が決め手となり認められなかったと記載されていたが、近所の方々やインターネットで調べてみたところ、当時、銀行での納付が行われていることが分かり、知人を証言者として再度、奈良委員会に申し立てたが、認められなかった。

今回、3 回目の申立てについて、新たな資料は無いが、申立期間の国民年金保険料は納付書を使用して銀行で納付しており、このことについて、申立期間当時から A 県 B 市に居住する知人が覚えてくれているので、その知人から話を聞いてほしい。

引っ越しのため領収証書をなくしてしまったが、納付していたことは事実なので、再度、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

初回の申立て（申立期間は、昭和 48 年 10 月頃から 53 年 10 月まで）について、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和 53 年 12 月 19

日にB市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、当該手帳記号番号に係る被保険者資格は同年11月6日付けで任意加入により取得しており、制度上、任意加入者は遡って国民年金保険料を納付することができないため、この手帳記号番号では申立期間の保険料を納付することができないこと、ii) 申立期間を含む48年4月3日から53年12月18日までの同市に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査するも、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡がうかがえないことなどから、既に奈良委員会の決定に基づき、平成23年1月13日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、2回目の申立てについて、i) 申立人の知人は、申立期間当時、A県C市に居住しており、当該知人からは、申立人が申立期間当時に居住していたB市の申立期間に係る保険料納付方法についての証言が得られなかったこと、ii) インターネットによる保険料納付方法の情報については、申立人は、「履歴は消えてしまっている。」としており、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付したことを裏付ける事情を確認することができないことなどから、既に奈良委員会の決定に基づき、平成23年8月10日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、3回目の申立てについて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により銀行で納付していたことについて、申立期間当時からB市に居住する知人が証言してくれると申し立てている。

しかしながら、今回、申立人が新たな証言者として指名する知人は、申立人のB市における国民年金保険料の納付状況について、「時期は定かではないが、申立人から、保険料を払いに行くと言ったことを覚えている。しかし、納付書を見たこともなく、どこで支払ったか、何の支払であったかは分からない。」と陳述しており、当該陳述は、申立人が申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる新たな事情とは認められない。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、納付書を使用して銀行で納付した。」とする従前の主張を繰り返すのみであり、前述の証言以外に新たな関連資料の提出は無く、ほかに奈良委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から6年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から6年1月まで

私は、国民年金の加入手続についての詳細な記憶は無いが、平成5年6月に結婚した時に、A県B市役所においていろいろな手続を行ったので、その時に加入手続を行ったと思う。

申立期間の国民年金保険料については、自宅に当該期間に係る納付書が送付されてきたが、しばらく納付せずにいたところ、母から、保険料を納付するようにと注意されたので納付することとした。しかし、当該納付書は納付期限が過ぎていたので、B市役所に問い合わせたところ、同市の職員から、「納付期限が過ぎた納付書であっても、2年間は使用できるので早めに納付してください。」と言われ、はっきりとした時期までは覚えていないが、元夫の会社からボーナスが支給された後に、同市役所の窓口において、当該納付書を用いて8万円から10万円ぐらいの金額を一括で納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得日及び喪失日は、平成7年11月24日に入力されていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳の氏名変更欄を見ると、同年10月30日に婚姻後の氏名に変更された記載が確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は同年10月頃に行われたことが推認でき、当該加入手続時期において、申立期間のうち、5年6月から同年8月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「B市役所の窓口において一括で納付した。」旨主張しており、前述の加入手続時期からみて、当

該期間のうち、平成5年9月から6年1月までの保険料は過年度納付が可能であるが、同市は、「当時、当市の窓口では、過年度保険料を収納していなかった。」旨回答しており、申立人の主張と符合しない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付時期等の詳細な記憶は無いとしており、申立人の母親及び申立人の元夫は、申立人に係る国民年金の加入手続及び当該期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の当該期間の保険料納付に係る具体的な状況を確認することはできなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人から当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から56年3月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和47年3月末に会社を退職後、父が行ってくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料については、私の指示により、父か母が私たち夫婦を含む家族4人分をA金融機関B支店（現在は、C支店）の父名義の当座預金からまとめて小切手で納付していた。

家族4人分をまとめて納付していたにもかかわらず、私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和47年3月末に会社を退職後、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、父か母が家族4人分をA金融機関B支店においてまとめて小切手で納付していた。」と主張している。

しかしながら、D県E市の国民年金手帳払出簿によると、昭和56年9月1日に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、同市の担当者は、「申立人の国民年金の加入手続は、同日に行われたものと推認できる。」と回答しており、当該加入手続時点において、申立期間のうち、47年4月から54年6月までの国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の妻の国民年金手帳、E市の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録によると、申立人の妻は、婚姻（昭和48年11月）前の昭和48年1月1日付けでF県G市において国民年金の被保険者資格を取得し、同年同月から49年3月までの国民年金保険料を同市において納付したことが確認できる上、申立人から提出された納付書・領収証書によると、申立人の妻

の同年4月から58年3月までの申請免除期間に係る保険料は、59年3月27日にA金融機関B支店において一括で追納されていることが確認できることから、申立期間について家族4人分の保険料をまとめて納付したとする申立内容と符合しない。

さらに、申立人から提出されたA金融機関の申立人の父親名義の昭和47年、48年、50年、51年、53年及び55年の当座預金に係る帳簿類を見ても、申立人に係る国民年金保険料の納付をうかがわせる記載は見当たらず、A金融機関C支店から提出のあった51年10月1日から58年4月30日までの期間の当該預金口座の出入金記録においても、申立人を含む国民年金に加入している家族分に係る保険料相当額の出金を確認することができない。

加えて、申立人の両親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、別の手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）で作成された国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張する申立人の両親は既に死亡しており、国民年金の加入手続及び保険料納付の具体的な状況等が不明である上、当該期間は9年に及んでおり、長期間にわたって保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難く、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から38年9月までの期間及び39年1月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から38年9月まで
② 昭和39年1月から40年3月まで

私は、昭和39年5月に婚姻し、A県B市C町（現在は、D町）に転居したときに、当時の同町のE組織長に国民年金の加入を勧められ加入手続を行ってもらった。

その際、E組織長から国民年金加入手続前の期間の国民年金保険料を遡って納付するよう言われ、私が同組織長にまとめて1回で納付したが、金額については覚えていない。

また、国民年金加入手続後の期間の国民年金保険料は、毎月、自宅に集金に来ていたD町のF職に、私か夫のどちらかが納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和39年5月頃に、B市C町のE組織長に勧められ国民年金に加入し、加入手続前の期間の国民年金保険料を遡って1回で納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人に係る国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者に係る特殊台帳により確認できる納付状況などから、昭和40年11月頃に行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、当該加入手続時点において、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿及び当時の申立人に係る

国民年金被保険者台帳である特殊台帳を見ても、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付した記録は見当たらない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、オンライン記録により旧姓を含め別の読み方による氏名検索を行ったほか、申立人が国民年金に加入したと主張する当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）で作成された国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧点検したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人に国民年金の加入を勧め、申立人が遡って加入手続前の期間の国民年金保険料を納付したとする当時のE組織長について、申立人は既に死亡していると陳述していることから、申立人に係る加入手続及び保険料の納付状況は不明である上、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

このほか、申立人から申立期間①及び②の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（和歌山）国民年金 事案 6711

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から40年3月まで

私の国民年金の加入手続については覚えていないが、国民年金保険料の集金に来ていた集金人に両親が加入手続を行い、申立期間の保険料についても、母が、毎月、自宅に来ていた集金人に家族の保険料と一緒に納付してくれていたはずである。

私は、申立期間当時、母が集金人に家族の国民年金保険料を納付する時に同席したことがあり、保険料を納付すると、集金人は国民年金手帳に押印していたことを記憶していることから、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「母が、自宅に来ていた集金人に家族の保険料と一緒に納付してくれていた。」旨主張しており、当該期間当時、国民年金に加入していた同居家族(申立人の母親及び申立人の兄夫婦)に係るA県B市の国民年金被保険者名簿によると、当該家族は、当該期間に係る保険料を現年度納付していることが確認できるが、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同市において昭和40年7月29日に払い出されており、当該手帳記号番号払出時点において、申立人の当該期間に係る保険料を現年度納付することはできない。

また、申立人は、「申立期間当時、私は、母が集金人に家族の国民年金保険料を納付する時に同席したことがある。」旨主張しているものの、同席した時期、当時の状況及び集金時の納付額等の詳細な記憶は無いとしている上、当該期間の保険料納付を担っていたとする申立人の母親は既に死亡しており、具体

的な納付状況は不明である。

さらに、申立人は、「母が国民年金保険料を納付すると、集金人は国民年金手帳に押印していた。婚姻前に、私の国民年金手帳をB市役所に預けた記憶は無い。」旨主張しているが、申立人及び前述の同居家族に係る同市の国民年金被保険者名簿の備考欄を見ると、「手帳預」の押印が確認できる上、昭和40年8月から同市役所の年金係において勤務していた元職員の回答等から、申立期間当時、国民年金手帳は同市役所において預かる取扱いであったことが推認でき、申立人の主張と符合しない。

加えて、B市の国民年金被保険者名簿の検認記録欄により、申立人及び前述の同居家族に係る昭和40年4月から同年9月までの国民年金保険料の収納日を見ると、申立人は同年10月30日であるのに対し、前述の同居家族は、当該期間のうち、同年4月から同年6月までは同年7月30日、同年7月から同年9月までは同年10月30日となっており、同年7月から42年3月までの収納日は申立人及び前述の同居家族とも同日であるものの、40年4月から同年6月までの収納日は異なっている上、申立人に係る保険料の収納日及び国民年金手帳記号番号払出日から判断すると、申立人に係る申立期間の保険料について、前述の同居家族の保険料とともに納付していたとは考え難い。

このほか、前述の国民年金手帳記号番号払出時期（昭和40年7月29日）からみて、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は、「母が、毎月、自宅に来ていた集金人に保険料を納付してくれており、まとめて納付していた記憶は無い。また、国民年金手帳に押印する以外の方法で納付していた記憶も無い。」旨陳述しており、当該期間の過年度納付をうかがわせる事情を確認することはできない上、申立人から当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 8 月 31 日から 7 年 10 月 1 日まで
② 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 2 月 29 日まで

私が代表取締役を務めていたA社は、社会保険料を一時期滞納していたところ、当社の担当者から「代表取締役の標準報酬月額を最低等級の9万8,000円に引き下げよう、社会保険事務所（当時）に言われた。」との報告を受け、当時は仕方がないと思い、標準報酬月額の変更を受け入れた。

この時の社会保険事務所の修正により、私の申立期間に係る標準報酬月額は、現在、実際の給与支給額より低く記録されているが、今思えば個人の年金記録を修正することは違法であると思うので、調査の上、申立期間①及び②に係る標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、平成3年8月から6年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円と記録されていたところ、同年10月25日付けで、3年8月31日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人から提出された昭和63年から平成7年までの健康保険厚生年金保険標準報酬月額決定通知書を見ると、いずれにおいてもA社の代表取締役として申立人の氏名が押印されていることが確認できる上、同社に係る商業登記簿謄本を見ると、同社設立の昭和47年当初から代表取締役であった申立人が平成6年3月*日付けで取締役を退任している旨が記されているものの、同社においては、同日以降、15年に申立人が再度代表取締役に選任されるまでの間について、取締役が一人も存在しないところ、当時の商

法には、「取締役の員数を欠くに至りたる場合においては、任期の満了によりて退任したる取締役は、新たに選任される取締役が就職するまでの間、なお取締役の権利義務を有す。」旨規定されていることから、申立人は、申立期間①において同社の代表取締役としての権利義務を有していたものと認められる。

また、申立人は、A社が社会保険料を一時期滞納していた頃に、同社の担当者から「代表取締役の標準報酬月額を最低等級の9万8,000円に引き下げよう、社会保険事務所に言われた。」との報告を受け、当時は仕方がないと思ひ、標準報酬月額の変更を受け入れた旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、会社の業務としてなされた行為に責任を負うべきであり、申立期間①に係る自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、当該減額訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人の標準報酬月額は、申立人から提出された健康保険厚生年金保険標準報酬月額決定通知書を見ると、平成7年10月から9万8,000円と決定されているところ、オンライン記録においても9万8,000円と記録されており、遡及訂正等の不自然な事務処理は見当たらない。

また、申立人は申立期間②当時の給与明細書等を保管しておらず、申立人の申立期間②における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されている。

A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は申立期間②においても、前述のとおり、同社の代表取締役として権利義務を有していたことが確認できるところ、申立人は、同社の担当者から「代表取締役の標準報酬月額を引き下げよう、社会保険事務所に言われた。」との報告を受け、仕方がないと思ひ標準報酬月額の変更を受け入れたとしており、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、仮に申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたとしても、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14757

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 2 日から 51 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 11 月に A 社に入社し、B 市の事業所に勤務した。その後、社名が C 社（現在は、D 社）に変わったが、異動により、E 県の同社 F 営業所、同じく同社 G 営業所を経て、45 年頃から再び B 市において、51 年 7 月頃まで勤務した。

しかし、私の厚生年金保険の加入記録は、C 社において昭和 43 年 7 月 2 日に資格喪失しており、申立期間の加入記録が無い。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D 社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除状況は不明である旨回答している。

また、申立人が記憶する同僚二人に照会したところ、いずれも申立人を記憶していたが、一人は、「昭和 43 年 6 月に退社したので、申立期間における申立人の勤務については分からない。」と、また、他の一人も、「同じ事業所で申立人と一緒に勤務したが、その後、私の方が先に他事業所に異動した。また、その異動時期は覚えていない。」とそれぞれ陳述しており、これらの者から、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除状況について確認することができない。

さらに、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる元従業員 21 人に照会し、16 人から回答を得たが、このうち 15 人は申立人を記憶しておらず、他の 1 人も、申立人の名前は覚えているものの、申立人が勤務していたとする事業所とは異なる事業所で勤務していたとしており、これらの者からも、申立人の申立期間に係る勤務実態及び

厚生年金保険料の控除状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（和歌山）厚生年金 事案 14758（和歌山厚生年金事案 266 及び 878 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 10 日から 40 年 1 月 11 日まで

私は、A社B工場における脱退手当金を請求及び受給した記憶が無いとして、これまでに2回、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが、いずれも申立ては認められなかった。

しかし、私の年金加入記録は、行政機関によって意図的に作られた、事実とは異なる記録であることから、脱退手当金の支給記録についても同様に疑いがあるため、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録において、検索可能な厚生年金保険被保険者約 1,000 人のうち、50 音順に 336 人を抽出し、このうち被保険者資格喪失日から 6 か月以内に厚生年金保険へ再加入した者を除く脱退手当金の受給資格を満たし被保険者資格を喪失した 133 人のうち、130 人について脱退手当金の支給記録が確認できる上、申立人が退職した当時のA社B工場の労務担当者が、「退職時に脱退手当金裁定請求書を該当者に渡して請求に関する説明をしていた。ほとんどの人が請求していたのではないかと思う。」旨陳述していることから、申立人の脱退手当金についても事業主の働きかけにより請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 40 年 6 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことなどから、既に年金記録確認和歌山地方第三者委員会（当時。以下「和歌山委員会」という。）の年金記録の

訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成 21 年 6 月 17 日付け年金記録の訂正のあつせんは行わないとする通知が行われている。

その後、申立人は、「私の年金記録には多くの矛盾が有り、記録管理がずさんであったことは明らかであることから、脱退手当金の支給記録に信用性は無く訂正されるべきである。」旨再度申立てを行ったが、申立人が主張する主たる内容は、脱退手当金に関するものではないことなどから、既に和歌山委員会の決定に基づき、平成 24 年 2 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「私の年金記録は、実際のものとは相違している記録が意図的に作られていることから、脱退手当金の支給記録についても疑いがあるため、調査してほしい。」旨の主張とともに、これまでに提出された資料を含め、70 点を超える資料を提出し、再度申立てをしているものの、これらの資料及び申立人の主張は、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情とは認められない。

このほかに、和歌山委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14759

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年から 37 年まで
② 昭和 37 年から 38 年まで
③ 昭和 39 年から 45 年まで
④ 昭和 48 年から 52 年 9 月 5 日まで

申立期間①及び③はA社、申立期間②はB社、申立期間④はC社に勤務していたが、当該期間が厚生年金保険被保険者となっていないことに納得できない。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない上、申立人が主張する当該事業所の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録も見当たらない。

また、申立人は、A社の事業主の姓は記憶しているものの、事業主の名及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の申立期間①及び③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人のA社に係る雇用保険加入記録及び当該事業所が同保険の適用事業所であった記録は確認できない上、申立人は、申立期間①のうち国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月以降の期間及び申立期間③において国民年金に加入しており、当該期間のうち、44 年 4 月から同年 6 月までの期間については、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間①及び③における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

2 申立期間②について、オンライン記録において、B社が厚生年金保険の適

用事業所であった記録は見当たらない上、申立人が主張する当該事業所の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録も見当たらない。

また、申立人は、B社の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間②において国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間②における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

3 申立期間④について、C社の同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人は、同社においてD業務職として勤務していた可能性がうかがえる。

しかし、C社の当時の事業主は既に死亡しており、後の事業主は、「申立期間当時の関連資料が残っていないため、申立人の申立期間に係る勤務実態や保険料控除の状況については不明である。」と回答している。

また、C社の当時の社会保険事務担当者は、「入社時に、社会保険に加入するかどうかは本人に確認していた。」と陳述しているところ、複数のD業務職は「入社時に社会保険に加入するかどうかの確認があった。」と陳述している上、同社において、申立人と同日（昭和52年9月5日）に厚生年金保険を資格取得したD業務職であった同僚が、「入社時には社会保険に加入しないことを選択したが、健康保険証が必要となったため途中から加入した。」と陳述していることを踏まえると、同社では、当時、D業務職本人が希望する場合に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和52年9月5日であることが確認でき、オンライン記録と一致している上、訂正等の不自然な点も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間④において国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（和歌山）厚生年金 事案 14760

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 10 日から同年 11 月 1 日まで
私は、昭和 56 年 10 月 31 日までA社に勤務し、その後、傷病手当金を受給したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間も勤務していたので被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 16 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている（以下「全喪」という。）上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、全喪時の事業主は、「申立人の勤務実態等については、当時の社長、経理社会保険事務担当者が死亡しており確認することができない。」旨回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人が記憶する同僚及びA社において申立期間に被保険者であったことが確認できる複数の同僚に照会したところ、6人から回答があったが、申立人の申立期間に係る勤務実態について陳述を得ることができなかった。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、被保険者資格喪失日は昭和 56 年 4 月 10 日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる上、同被保険者原票に記載された健康保険証及び遠隔地被保険者証の返納日（昭和 56 年 4 月 15 日）、当該資格喪失に係る情報を社会保険庁（当時）へ送付した進達日（昭和 56 年 4 月 17 日）及び資格喪失後も引き続き医療機関で診療を受けるために必要である継続療養受給者証の交付日（昭和 56 年 4 月 22 日）は、いずれも資格喪失日の直後であり、不自然な点は見当たらない。

加えて、前述の被保険者原票によると、申立期間を含む昭和 55 年 9 月 22

日から 57 年 3 月 21 日までの期間について、傷病手当金の支給記録が確認できる。

また、申立人は、「記憶する二人の同僚は、私より後に A 社を退職した。」旨陳述しているが、オンライン記録により、当該二人の同僚の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、申立期間より前の昭和 55 年 11 月 6 日及び 56 年 3 月 31 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14761

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 12 月 1 日まで

私は、高校卒業後、昭和 30 年 4 月 1 日に A 社に入社し、31 年 12 月に B 社に転職する直前まで、A 社 C 営業所で D 職として勤務していたが、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 30 年 4 月 1 日に A 社に入社し、同社 C 営業所に勤務した。」と主張している。

しかし、A 社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、申立人が主張する同社本社を管轄する法務局は、同社に係る商業登記簿は確認できない旨を回答している。

また、申立人は、A 社の当時の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について陳述を得ることができない。

一方、申立人は、「A 社 C 営業所は、E 社 F 支店の中にあった。」と陳述しているところ、E 社 F 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間に被保険者資格が有り、所在の確認できる複数の元従業員に照会したところ、回答のあった複数の元従業員は、「E 社 F 支店の中には、G 社という名前の会社があった。」旨陳述している。

また、G 社に係る被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格が有り、所在の確認できる元従業員に照会したところ、回答のあった複数の元従業員が記憶する当時の同社の事業内容は、申立人が陳述する A 社の事業内容と符合している。

しかし、G社に係る商業登記簿謄本により、同社は、昭和49年10月*日に解散していることが確認できる上、申立期間当時の代表取締役は、所在不明のため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、前述の回答のあったG社の複数の元従業員は、「H営業所の責任者の氏名に記憶はあるが、申立人の氏名に記憶は無い。同営業所の状況や厚生年金保険の加入状況については不明である。」旨陳述しているところ、当該責任者は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態について陳述を得ることができない。

さらに、G社に係る被保険者名簿によると、申立人の氏名は確認できず、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無い上、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の氏名、旧名及び呼名において氏名検索を行ったものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14762

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月1日から42年3月1日まで
② 昭和42年1月5日から43年4月26日まで
③ 昭和43年9月1日から45年3月1日まで
④ 昭和45年4月1日から同年7月1日まで

オンライン記録では、昭和45年9月18日に申立期間の脱退手当金を支給した記録となっているが、私は、脱退手当金を受け取っていないので申立期間①から④までの厚生年金保険被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までに係る脱退手当金裁定請求書を見ると、「小切手 45.9.18 交付済」の押印及び申立人の記名・捺^な印が確認でき、当該請求書の住所欄には、支給決定当時の申立人の住所地が記載されている上、当該住所地近くにある金融機関に送金されていることが確認できる。

また、申立期間④に係る事業所別被保険者名簿の申立人欄には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できる上、当該期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和45年9月18日に支給決定されており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 21 日から 34 年 1 月 12 日まで
② 昭和 34 年 4 月 25 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 3 月から 34 年 6 月までの期間、A 社（現在は、B 社）C 工場及び同社 D 工場に勤務したが、年金記録によると、同社 C 工場で勤務した申立期間に係る脱退手当金が支給済みとなっているが、受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、「当時、退職者に対して脱退手当金に関する説明を行っていた。退職者が多い場合は説明会を開き、少ない場合には個別に説明していた。国民年金制度発足前の退職者で再就職の予定が無い人には、脱退手当金を請求するよう指導していた。」と回答している上、同社から提出された厚生年金保険給付関係記録簿の申立人の欄には資格喪失日から 5 日後の昭和 34 年 7 月 6 日に脱退手当金の請求が行われた記載が確認できることから、申立人について、その委任に基づき事業主による代理請求がなされたことが推認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 34 年 12 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 5 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで
② 昭和 52 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 50 年 5 月 1 日に A 市 B 区にあった C 社に入社し、約 2 か月後から D 県の E イベントに派遣され、同イベントの開催前から閉鎖後まで勤務していたのに、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、F 社の G 地域にあった H 事業所で勤務していた期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A 市 B 区にあった C 社に入社し、約 2 か月後に D 県の E イベントに派遣され、同イベントの開催前から閉鎖後まで勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、C 社は、申立人が主張する所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録が無い上、オンライン記録及び全国の事業所名簿検索結果を確認しても、類似する事業所名称を含め、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、I 組織は、「申立期間①当時の資料は保存年限経過のため廃棄済みである。また、現在、紙台帳やデータの届出書で保管しているものは全て確認したが、C 社は見当たらなかった。」と回答している上、J 組織は、「昭和 58 年から認定制になり、それ以前は届出制であった。申立期間①当時の資料を保管しておらず、当該事業所が届出されていたかどうかについては分からない。」と回答している。

さらに、申立人は、「Eイベントには、C社のK県とL県からも社員が派遣され一緒に勤務していた。」と陳述しているところ、M組織、N組織、K県及びL県の各I組織に照会したものの、「申立期間①当時の資料の保管は無い。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間①当時の事業主及び同僚を記憶していないことから、これらの者から申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について陳述を得ることができない。

また、申立人の申立期間①における雇用保険の記録は確認できない上、申立期間①直前の事業所に係る雇用保険受給資格者証を見ると、求職申込年月日は昭和50年5月16日と記録されており、申立期間の途中であることが確認できる。

2 申立期間②について、申立人は、F社のG地域にあったH事業所において勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、F社の元役員は、「F社において、申立期間②当時、給与や社会保険事務関係全般を担当していた元事業主は既に死亡している上、当時の関係資料は保管しておらず、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料控除については不明である。」と回答している。

また、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②に被保険者記録が確認できる元従業員のうち、所在が判明した10人に照会したところ、回答が得られた8人のうち、申立期間当時、申立人と同じG地域のH事業所勤務であった二人は、「私は、昭和52年3月の退職前の2か月ぐらいは、H事業所のO職をしていたが、同事業所に勤務となった時には申立人は勤務していなかった。」、「私は、昭和52年3月1日にF社に入社し、G地域のH事業所勤務となったが、申立人は同事業所には勤務していなかった。」とそれぞれ回答している上、申立人を記憶している元従業員は、「申立人がいつまで勤務していたかまで分からない。」と回答している。

さらに、申立人に係る雇用保険の記録により、申立人のF社における離職日は昭和51年12月31日であることが確認でき、厚生年金保険の被保険者資格喪失日である52年1月1日と符合している上、同社の直後に勤務した事業所における雇用保険の被保険者資格取得日は同年4月19日となっていることから、申立期間②のうち、同日以降は別の事業所において勤務していたことが確認できる。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。